

被服の使用期間の計算方法に関する訓令

(平成 14 年 9 月 30 日香川県警察本部訓令第 23 号)

被服の使用期間の計算方法に関する訓令を次のように定める。

被服の使用期間の計算方法に関する訓令

警察被服の使用期間の計算方法に関する訓令(昭和 29 年香川県警察本部訓令第 10 号)の全部を改正する。

香川県警察官に対する被服の支給等及び装備品の貸与に関する条例(昭和 29 年香川県条例第 28 号)第 2 条第 5 項の規定に基づき、警察官に対し支給する被服の使用期間は、別に定める被服ごとの着用期間の延べ期間をもって計算するものとする。ただし、雨衣、ベルト、手袋、靴下、長靴及び短靴については、1 年を通じて着用するものとして使用期間を計算する。

附 則

この訓令は、平成 14 年 10 月 1 日から施行する。